

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

|  |                             |   |  |
|--|-----------------------------|---|--|
| 代理人<br>荒船 博司<br>様<br>〚100-0006<br>日本国東京都千代田区有楽町一丁目1番3号 東京<br>宝塚ビル17階 光陽国際特許法律事務所内      |                             | PCT<br>国際調査機関の見解書<br>(法施行規則第40条の2)<br>[PCT規則43の2.1] |  |
|  |                             | 発送日<br>(日.月.年) 06.11.2018                           |  |
| 出願人又は代理人<br>の書類記号 F4929PCT   |                             | 今後の手続については、下記2を参照すること。                              |  |
| 国際出願番号<br>PCT/J P 2018/033414  | 国際出願日<br>(日.月.年) 10.09.2018 | 優先日<br>(日.月.年) 27.09.2017                           |  |
| 国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A47L13/254(2006.01) i, A47L13/20(2006.01) i, A47L13/24(2006.01) i |                             |   |  |
| 出願人 (氏名又は名称)<br>大王製紙株式会社   |                             |   |  |

|   |        |  |  |
|---|--------|--|--|
| 1. この見解書は次の内容を含む。   |        |  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/>   | 第I欄    | 見解の基礎  |  |
| <input type="checkbox"/>  | 第II欄   | 優先権  |  |
| <input type="checkbox"/>  | 第III欄  | 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成                                    |  |
| <input type="checkbox"/>  | 第IV欄   | 発明の単一性の欠如  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/>   | 第V欄    | PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 |  |
| <input type="checkbox"/>  | 第VI欄   | ある種の引用文献   |  |
| <input type="checkbox"/>  | 第VII欄  | 国際出願の欠陥  |  |
| <input type="checkbox"/>  | 第VIII欄 | 国際出願についての意見  |  |
| 2. 今後の手続<br>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。<br>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。<br>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。 |        |  |  |

|  |  |                           |             |
|--|--|---------------------------|-------------|
| 見解書を作成した日<br>17.10.2018  |  |                           |             |
| 名称及びあて先<br>日本国特許庁 (ISA/J P)<br>郵便番号100-8915<br>東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 |  | 特許庁審査官 (権限のある職員)<br>大宮 功次 | 3 K 5 5 6 8 |
|  |  | 電話番号 03-3581-1101 内線 3332 |             |

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

|                 |     |     |   |
|-----------------|-----|-----|---|
| 新規性 (N)         | 請求項 | 2-6 | 有 |
|                 | 請求項 | 1   | 無 |
| 進歩性 (I S)       | 請求項 |     | 有 |
|                 | 請求項 | 1-6 | 無 |
| 産業上の利用可能性 (I A) | 請求項 | 1-6 | 有 |
|                 | 請求項 |     | 無 |

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2009-112741 A (岩田 陽子)  
2009.05.28, 段落0003-0006, 図1-3  
(ファミリーなし)

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により新規性及び進歩性を有しない。

請求項1に係る発明に関して、文献1には、清掃用部材(5)が取り付けられるヘッド部と、前記ヘッド部に接続され、使用者が把持するための柄部(3)と、を有し、前記ヘッド部は、前記柄部を前記ヘッド部の上面に対して略平行に倒した状態でこれを固定する固定手段(4)を備える掃除具が記載されている(段落0003-0006、図1-3参照)。

請求項2-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により進歩性を有しない。

請求項2に係る発明に関して、文献1には、ヘッド部は、上面側を形成し柄部(3)が接続される天面部(1)と、下面側を形成する底面部(8)と、を備えることが記載されている。

請求項3に係る発明に関して、文献1には、底面部(8)は平面視略矩形状に形成され、底面部(8)の天面部(1)との対向面には、一辺の縁部から中央部へと繋がる平坦部が備えられていることが記載されている。

ここで、文献1に記載された発明における底面部(8)を、本願の請求項2-3に係る発明において特定されているように着脱自在に構成することは当業者が適宜なし得た設計的事項である。

請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により進歩性を有しない。

請求項4に係る発明に関して、文献1には、ヘッド部の上面側には、清掃用部材を取り付けるための取付部(段落0006、図1、3参照)が備えられていることが記載されている。

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 5 - 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 により進歩性を有しない。

ここで、文献 1 に記載された発明における固定手段を、本願の請求項 5 - 6 に係る発明において特定されているように回動部を有するフックで構成することは当業者が適宜なし得た設計的事項である。